

平成27年10月30日 公告

南港ポートタウン線運転指令電話交換機製作据付工事

添付資料「(別表1) 交通局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い」に誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

**(誤)**

**交通局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い**

別表1

取扱期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

本市の登録種目	080 電気工事	建設業法上の建設工事の種類	電気工事
本市の工事種目	04 電気工事	建設業許可の業種	電気工事業

地域要件			受注可能本数		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
地域要件なし (工事場所にかかわらず入札参加可)			受注本数制限なし (ただし、下記の受注可能本数に関する事項に該当する者は受注本数制限を行う)		

**(地域要件に関する事項)**

- ・本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。  
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

**(受注可能本数に関する事項)**

- ・平成26年1月1日から平成26年12月31日の間に完成した本市発注工事(交通局以外が発注担当の案件を含む)のうち、当工事種目において負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、取扱期間における受注可能本数を1本とする。
- ・上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。

**(正)**

**交通局が発注する事後審査型制限付一般競争入札の取扱い**

別表1

取扱期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

本市の登録種目	220 電気通信工事	建設業法上の建設工事の種類	電気通信工事
本市の工事種目	10 電気通信工事	建設業許可の業種	電気通信工事業

地域要件			受注可能本数		
本店業者	支店業者	市外業者	本店業者	支店業者	市外業者
地域要件なし (工事場所にかかわらず入札参加可)			受注本数制限なし (ただし、下記の受注可能本数に関する事項に該当する者は受注本数制限を行う)		

**(地域要件に関する事項)**

- ・本店業者、支店業者、市外業者の定義は、それぞれ次のとおりとする。  
[本店業者] 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
[支店業者] 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者  
[市外業者] 契約締結の営業所を大阪市外としている者

**(受注可能本数に関する事項)**

- ・平成26年1月1日から平成26年12月31日の間に完成した本市発注工事(交通局以外が発注担当の案件を含む)のうち、当工事種目において、請負工事成績評定要領に基づく評定点で65点未満の成績があった者については、取扱期間における受注可能本数を1本とする。
- ・上記の受注可能本数には、特定建設工事共同企業体による受注分を含めるものとする。